

令和6年5月16日

令和6年第2回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

総 務 局

目 次

	ページ
過疎地域における県税の課税免除措置の延長について .....	1

## 過疎地域における県税の課税免除措置の延長について

「過疎地域における県税の課税の特例に関する条例」について、令和6年第2回定例会（6月）に条例改正を提案する。

### 1 条例の目的

県では、県内の過疎地域の持続的発展を支援するため、事業税、不動産取得税及び固定資産税について、地方交付税による減収補填措置を活用した課税免除を行うこととしている。

### 2 改正の概要

減収補填措置の対象、期限等を定める総務省令が、令和6年3月30日に改正され、減収補填措置の対象となる特別償却設備の取得等の期限が、これまでの令和6年3月31日から3年間延長された。

これに伴い、課税免除の対象となる特別償却設備の取得等の期限についても、同様に、3年間延長する。

### 3 今後のスケジュール

令和6年6月 第2回定例会に条例改正案を提案

7月 改正条例の施行（4月1日まで遡って適用）